

環境委員会資料
平成30年6月15日

【所管事務の調査（報告）】

平成29年度運輸安全マネジメントに関する取組結果について

交 通 局

平成29年度
『運輸安全マネジメントに関する取組結果について』
～さらなる輸送の安全に向けて～



平成30年6月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)においてすべての事業者は、「輸送の安全がもっとも重要であることを自覚する」とされております。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより経営トップから現場まで一丸となり輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これらを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程(以下「安全管理規程」という。)」を定め、その着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)に基づき、川崎市バスが平成 29 年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成 30 年度の取組について、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標と発生件数、事故等に係る情報を公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組	1
1 安全管理規程	
2 輸送の安全に関する基本的な方針	
3 輸送の安全に関する目標	
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
6 輸送の安全に関する重点施策	
7 安全統括管理者	
II 平成29年度の輸送の安全に関する情報	3
1 平成29年度の輸送の安全に関する目標と発生件数	
2 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告	
3 平成29年度の輸送の安全に関する取組	
4 平成29年度の取組の総括	
III 平成30年度の輸送の安全に関する目標及び計画	11
1 平成30年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組	
3 取組に実施に向けて	
参考資料	18
1 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
2 事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
3 一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告	

I 運輸安全マネジメントに関する取組

1 安全管理規程

道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定めています。

2 輸送の安全に関する基本的な方針

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程に基づき、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成18年10月1日制定

平成23年6月9日改正



運転手定期研修

3 輸送の安全に関する目標

「川崎市バス事業経営プログラム」(計画期間 平成26年度～30年度)において、走行距離10万Km当たりの有責事故発生件数について、同プログラム策定時の、直近5箇年(平成21年度～25年度)の平均値0.31件から10%削減した、0.28件以下を毎年度目指すこととしています。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向け、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他の責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。(参考資料1 18ページ参照)

5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める重大事故や災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。(参考資料2 19ページ参照)

6 輸送の安全に関する重点施策

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第5条において、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

7 安全統括管理者

安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第4項の規定に基づき、安全統括管理者を下記のとおり選任しています。

自動車部長 一戸 洋之

II 平成29年度の輸送の安全に関する情報

1 平成29年度の輸送の安全に関する目標と発生件数

- ・ 有責事故発生件数目標

	目標	発生件数
走行距離10万Km当たりの有責事故発生件数	0.28件以下	0.38件

- ・ 重点取組事項、形態別目標

		目標	発生件数
重点取組事項	重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止	—	5件
形態別目標 (有責事故)	静止物接触事故	7件以下	16件
	車内人身事故	8件以下	16件
	車両接触事故	10件以下	12件

平成29年度は走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とし、重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止を「重点取組事項」と設定するとともに、平成28年度の結果を受けて発生事故の多くを占める「静止物接触事故」、「車内人身事故」や「車両接触事故」については「形態別目標」としました。

その結果、「車両接触事故」は21件から12件と大幅に削減できました。しかしながら、「静止物接触事故」は、バスターミナル内での駐停車車両との接触等により15件から16件になり、「車内人身事故」は「危険回避のための急操作」による転倒事故が増加したことなどから、8件から16件に、「自転車関係事故」は自転車の予測不能な飛び出しなどによる接触等があり、前年度と同数の5件となったことから、有責事故発生件数は50件、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.38件となり、目標の達成には至りませんでした。

〔事故件数の推移〕

(単位：件)

事故種別	H24				H25				H26				H27				H28				H29			
	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)	全 件	有 責 数	責 成 比 (有責)			
静止物接触事故	21	21	47.7%	12	12	37.5%	11	11	28.9%	5	5	20.0%	15	15	30.6%	16	16	32.0%						
車内人身事故	20	12	27.3%	14	12	37.5%	12	8	21.1%	2	1	4.0%	10	8	16.3%	23	16	32.0%						
自転車関係事故	9	8	18.2%	2	2	6.3%	6	6	15.8%	7	6	24.0%	6	5	10.2%	6	5	10.0%						
通行人接触事故	3	1	2.3%	1	1	3.1%	3	3	7.9%	4	3	12.0%	0	0	0.0%	1	1	2.0%						
車両接触事故	19	2	4.5%	36	5	15.6%	33	10	26.3%	37	10	40.0%	54	21	42.9%	46	12	24.0%						
その他	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	0.0%						
合計	72	44	100.0%	65	32	100.0%	65	38	100.0%	55	25	100.0%	88	49	100.0%	92	50	100.0%						

〔走行距離10万km当たりの有責事故発生件数の推移〕

		H25	H26	H27	H28	H29
車 両 数		340両	343両	340両	344両	346両
総 走 行 距 離		12,980千Km	13,203千Km	13,098千Km	13,017千Km	13,076千Km
有責事故件数(責任割合1%以上)		32件	38件	25件	49件	50件
走行距離10万Km当たりの有責事故件数	川 崎 市	0.25件	0.29件	0.19件	0.38件	0.38件
	大都市公営事業者平均	0.85件	0.77件	0.74件	0.71件	-

※ 走行距離10万km当たりの事故発生件数 事故発生件数÷総走行距離×10万km

2 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

(1) 事故

〔報告件数〕

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29
報告事故件数	8	9	5	7	3
内有責事故件数(責任割合1%以上)	6	6	4	7	2

〔参考〕

	事故種別	概要	過失割合	根拠規定
1	車内人身 (停車時反動)	前方走行の自転車との接触を避けようと急ブレーキをかけたところ、優先席の乗客が脇腹を打ち負傷したもの	先方大	第2条第7号
2	車内人身 (発車時反動)	停留所を発車したところ、着座前の乗客が転倒負傷したもの	当方	第2条第3号
3	車両接触 (衝突乗員負傷)	停留所に停車中、後続車に追突され乗用車の同乗者が死亡したもの	先方	第2条第3号

※根拠規定

第2条第7号：操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上以上の治療を要する傷害が生じたもの

第2条第3号：死者又は重傷者を生じたもの(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

(2) 車両路上故障

〔報告件数〕

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29
路上故障	21	42	30	28	27

〔参考〕

(単位：件)

原動機	7	緩衝装置	0	電気装置	7	動力伝達装置	3
制動装置	2	シャシ補助	4	乗車装置	0	その他	4

3 平成29年度の輸送の安全に関する取組

(1) 安全最優先の徹底

ア 「安全方針」の周知徹底

- (ア) 川崎市交通局安全方針の全職場での掲示
- (イ) 研修等における説明、唱和など、あらゆる機会を通じて全職員に周知徹底

イ コンプライアンス(法令遵守)の徹底

- (ア) 酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等の法令遵守について、点呼執行、研修、営業所掲示など、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- (イ) 添乗観察、街頭指導等による運転手の法令遵守状況の確認及び事故等の惹起者に対する個別指導教育の実施により、再発防止を徹底

(2) 効果的な事故防止対策の実施

ア 「形態別目標」に基づく重点的対策の実施

「1 平成29年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況」(3ページ)のとおり

イ 添乗観察の実施

民間委託と職員による添乗観察を効果的に組み合わせて実施し、その結果に基づき運転手に対する指導教育の実施

- (ア) 民間委託による添乗観察(運転手一人当たり2回、延べ 1, 254回)
- (イ) 職員による添乗観察(184回)

ウ 適性診断の活用

一般適性診断、初任診断等の実施及び診断結果に基づく運行管理者による個別指導の実施(161人)

エ 惹起者への個別指導教育

- (ア) 安全運転指導教育(事故惹起者)の実施 (24回)
- (イ) 特別指導教育(運行ミス惹起者)の実施 (12回)
- (ウ) 特別指導教育(苦情惹起者)の実施 (10回)

オ 危機管理への対応

- (ア) 本局と直営3営業所が連携をして、形態別の事故ケースを想定した重大事故通報訓練を実施
- (イ) 川崎駅(東口、西口、北口西)におけるテロ対策巡回の実施(196回)

カ 情報共有の推進

- (ア) 「目標とする安全水準」、「重点取組事項」、「形態別目標」について、研修での資料配布・説明、営業所での掲示等により周知徹底
- (イ) 事故発生時における事故速報の全営業所送付により、事故情報の共有を実施
- (ウ) ヒヤリ・ハット情報の通年収集、ヒヤリ・ハットマップの作成等による運転手への周知
- (エ) ドライブレコーダー映像を活用した研修の実施等による事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有

(オ) 運転手グループ制による「職長会議」、「職長伝達」を活用した意見収集や運転手への情報伝達の実施

キ 営業所の地域特性に応じた取組

営業所事故防止委員会を中心として、各営業所で地域特性に応じた事故防止対策の実施

ク 交通安全運動の実施

実施運動名（連携団体等）	実施時期
春の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）	4月 6日～ 4月15日
秋の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）	9月21日～ 9月30日
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）	6月 1日～ 8月31日
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）	7月 1日～ 7月31日
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	7月11日～ 7月20日
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	12月11日～12月20日
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）	12月10日～ 1月10日
6月無事故運動（川崎市交通局独自）	6月 1日～ 6月10日
2月無事故運動（川崎市交通局独自）	2月 1日～ 2月10日

ケ 交通安全教室の開催

(ア) 警察署、学校と連携

4月17日：麻生総合高等学校（麻生警察署と連携）

(イ) 区役所、学校と連携

4月28日：東住吉小学校、7月14日：鷺沼小学校

9月16日：西御幸小学校、11月2日：新城小学校

1月25日：四谷小学校

(ウ) 川崎区母の会と連携

10月8日：飛鳥ドライビングカレッジ川崎



交通安全教室
(東住吉小学校)

(3) 運行管理体制の充実・強化

ア 点呼の厳正実施の徹底

運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした運行管理者研修等の実施。
また、交通安全運動期間における本局職員の早朝点呼立会い等により点呼執行の重要性を認識させ、点呼執行を適切・厳正に実施

イ 輸送の安全に関する情報伝達の充実

全営業所点呼場周辺に設置した、大型液晶モニター電子掲示板(デジタルサイネージ)を活用して、輸送の安全に関する多様な情報の掲出

(4) 運行ミスの防止

運行ミスの防止においては、「基本動作の習慣化」や「発生が多い指定交差点での行き先アナウンス」など運行ミス発生要因に応じた防止対策を実施。また、「運行ミス発生時対応訓練」や運行ミス防止運動期間中における「非常時連絡用無線機を使用した各車両への注意喚起」、「主要駅及び指定交差点手前停留所での街頭指導」などを実施

- ※ 「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認
 「指定交差点」：これまでも運行ミスが確認された「間違いが起きやすい交差点」

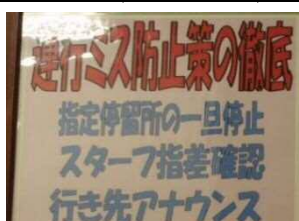
〔運行ミスの発生件数の推移〕

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
運行ミス発生件数	27	13	14	27	18	20



駅頭での街頭指導



各営業所での運行ミス防止強化日の実施



(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

ア 輸送の安全に関する研修の実施

(ア) 運転手研修

ドライブレコーダー映像を活用した事故防止研修や意識向上の推進に向けたグループワーク研修、教習所施設を使用した安全運転技術向上研修の実施

研修名		対象者/受講人数	実施時期
営業所研修	法令講習会	全運転手	4月、9月
	事故防止研修	全運転手	7月、11～2月
	非常用具・車椅子等取扱講習	全運転手	12月
	グループワーク研修	全運転手	9月～12月
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手 (5年周期毎)	54人 1月
	新規採用者等研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	23人 採用時
	新任職長研修	新規昇任 職長運転手	3人 昇任時
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手 新規採用整備員 (正規/公募嘱託)	— 分散実施
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	3人 6月



新任職長研修



運転手定期研修



エコドライブ指導者研修

(イ) 運行管理者等研修

特殊な業務知識を要する運行管理者の計画的育成や、職員の安全意識の向上を目的とした運行管理者研修の実施

研修名		対象者/受講人数		実施時期
階層別研修	運行管理者研修	営業所事務職 経験1、3、5年目	10人	3月
	交通局初任者研修	交通局異動 初年度職員	34人	4、10月
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任 の事務職員等	3人	分散実施
	運行管理者一般講習	営業所事務職員 (隔年受講)	38人	分散実施
	運行管理指導者研修	営業所 事務職員	3人	7月
	適性診断活用研修	営業所 事務職員	3人	7月
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員	5人	分散実施

イ 職員のモチベーションの向上

(ア) 運転技能コンクールの開催(10月9日)

運転技術やお客様サービスの向上を図るとともに、使命感やプロ意識を醸成するために、第8回運転技能コンクールの開催



S字コース



鋭角コース

(イ) 無事故表彰の実施

a 営業所別

100日表彰：菅生営業所、上平間営業所、井田営業所

b 個人別

30年表彰：1人、25年表彰：2人、20年表彰：11人、10年表彰：9人

(ウ) 職員表彰の実施

他の職員の模範となる安全、信頼、快適に係る取組姿勢について表彰を行い、表彰受賞歴等のバス車内名刺への掲出を実施

市長表彰：3人、局長表彰：2人、所属長表彰：4人

(エ) 標語コンクールの実施

「交通法令遵守」、「接客サービス向上」をテーマに運転手等から標語を募集し、入選者を表彰

ウ 職員の健康管理の徹底

(ア) 定期健康診断の完全受診

(イ) SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受検(158人)

(ウ) 産業医及び保健相談員による保健指導の実施

(6) 災害時等への対応

ア 災害時における対応体制の確保

台風や大雪を想定した実践的な災害時初動対応訓練の実施や、その訓練結果を踏まえた「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを実施

イ バス非常時連絡体制の活用

非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報収集を実施

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

ア マネジメントレビューの実施

取組の進捗管理と継続的改善のため、マネジメントレビュー(輸送安全委員会)の計画的実施

イ 情報共有の確保

(ア) 輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長及び安全統括管理者と営業所職員代表との意見交換会の実施 安全統括管理者：8月
交通局長：2月、3月

(イ) 職員提案制度を活用した意見収集の実施

ウ 内部監査の実施

(ア) 交通局長：平成30年3月14日

(イ) 菅生営業所：平成30年2月7日

エ 貸切バス事業者安全性評価認定制度における評価認定

平成29年9月22日に、(公)日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、一ツ星の評価認定を受けました。

※ 安全性評価認定制度とは、貸切バス事業者の安全性に対する取組を客観的に評価する制度で、初回申請時は一ツ星で三ツ星までの3段階まであります。

(8) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区 分	数 量
移動空間の快適化	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両の購入 <li style="padding-left: 20px;">ハイブリッドバリアフリー対応バス 2両 <li style="padding-left: 20px;">最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス 3両 ・バス停留所施設の維持・整備 <li style="padding-left: 20px;">停留所上屋 3基、照明付停留所標識 16基 <li style="padding-left: 20px;">停留所二面式 23基、停留所ベンチの整備 47脚 等
運輸安全マネジメントの推進	輸送安全性の向上に向けた予防的対策の実施 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施等
総 額	184,549千円

4 平成29年度の取組の総括

平成29年度の目標については、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下とし、重点取組事項では自転車関係事故の防止を設定するとともに、形態別目標の対象として、静止物接触事故、車内人身事故及び車両接触事故を設定しました。

自転車関係事故については、事故防止として、ドライブレコーダーの映像を活用したヒヤリ・ハットの事故防止研修などを行いました。前年度との比較では、発生件数の減少にはいたりませんでした。その要因は、自転車の側方を通過する際に、十分な間隔を空けなかったことによるものが挙げられます。

静止物接触事故については、事故防止として、主要バスターミナル等における街頭指導や早朝点呼による安全指導の実施などを行いました。前年度と同程度の発生件数となっております。その要因は、車両周辺の確認が不十分なことによる接触や、駐停車車両の追越し時等に十分な安全間隔を保持せずに接触するなど、安全確認が十分でなかったことが挙げられます。

車内人身事故については、事故防止として、注意喚起の車内アナウンスの積極的活用や高齢のお客様等への十分な配慮を行うよう指導を行いました。前年度比較では件数は増えております。その要因は、急な飛び出し等の危険回避のため、やむを得ず急な運転操作を行ったことが挙げられますが、発車時における不十分な車内確認なども事故要因の一つとなっております。

なお、車両接触事故については、ドライブレコーダーの映像を活用したヒヤリ・ハットの事故防止研修などを行い、前年度に比べ、大幅に減少させることができました。

これらの結果から、事故の主な要因としては、安全確認が十分でなかったために発生した事故が大半を占めておりますことから、こうした要因を解消するための事故防止の取組を取り入れ、安全確認の徹底による事故の削減に努め、輸送の安全性の更なる向上に取り組んでまいります。

また、運行ミスについては、発生が多い指定交差点での行先アナウンスの徹底や、車内音声案内時の注意喚起として、警告音の変更などを行いました。前年度に比べ、微増しておりますことから、運行ミス撲滅に向けた取り組みを推進してまいります。

Ⅲ 平成30年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成30年度の輸送の安全に関する目標

平成30年度の輸送の安全に関する目標は引き続き、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とします。また、発生事故の要因分析や道路走行環境の変化を踏まえ、依然として発生事故の多くを占める静止物接触事故及び車内人身事故についても継続して形態別目標に設定するとともに、自転車の車道走行の徹底等により増加してきている自転車接触事故の防止についても重点取組事項として取り組みます。さらに、お客様への啓発や関係機関への要請などの予防的対策を行うこととします。

[設定目標]

- ・有責事故発生件数
走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下
- ・重点取組事項
重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止
- ・形態別目標
静止物接触事故防止 7件以下
車内人身事故防止 8件以下

2 目標達成に向けた取組

(1) 安全最優先の徹底

交通事業管理者(交通局長)や安全統括管理者など経営トップの主体的な取組の下で、引き続き、安全管理の基本理念を定めた川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス(法令遵守)を全職員に徹底

(2) 効果的な事故防止対策の実施

ア 「重点取組事項」「形態別目標」に基づく重点的対策

(ア) 自転車関係事故の防止

a 運転手による対策

- ・自転車追い越し回避の徹底
- ・やむを得ない自転車追い越し時における確実な安全確認の徹底
- ・自転車の不測の行動など危険を予測した運転の実施

b 予防的対策

- ・主要駅自転車駐輪場への注意看板設置
- ・警察、学校等と連携した交通安全教室の開催
- ・区役所、地域と連携した交通安全運動の実施

(イ) 静止物接触事故の防止

a 運転手による対策

- ・バスターミナル内での慎重な運転の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確認の実施

b 予防的対策

- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・教習所にて実車両を使用した「運転手実技研修」の実施

(ウ) 車内人身事故の防止

a 運転手による対策

- ・「着席・つかまり確認」の確実な実施
- ・「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮

b 予防的対策

- ・交通安全運動や街頭指導時における車内事故防止啓発ポットティッシュ配布



自転車駐輪場への
注意看板設置



市バス♥安全・安心フェスタ運転技能コンクール



交通バリアフリー・安全教室



交通安全教室（東住吉小学校）

イ 添乗観察の実施

運転手の安全な運転操作や事故防止のための対策の実施状況を確認するため、引き続き、全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施。また、事故を未然防止のため、その観察結果に基づく指導教育の実施

(ア) 民間委託による添乗観察(委託営業所を含む全運転手を対象に年2回実施)

(イ) 交通局職員による添乗観察(主要駅バスターミナルでの街頭指導等とあわせて実施)

ウ 適性診断の活用

全運転手を対象とした一般適性診断(3年に1回程度実施)や新規採用運転手を対象とした初任診断等を継続して実施。また、安全確保に向けた運転手の意識や技術の向上を図るため、その診断結果を活用した個別指導の実施

エ 運転手への指導教育

事故、酒気帯び出勤、運行ミス等の惹起者を対象に徹底した指導教育を実施し再発防止を図るとともに、各営業所において添乗観察や適性診断などに基づく個別指導の適切な実施

オ 危機管理への対応

緊急の状況においてもお客様の安全を確実に守るため、重大事故通報訓練や主要駅におけるテロ対策巡回を実施

カ 情報共有の推進

事故の分析やヒヤリ・ハット情報の収集、運転手グループ制を活用した意見の収集などを引き続き行い、情報の共有を図るとともに、研修等への活用

キ 営業所の地域特性に応じた取組

各営業所において引き続き営業所事故防止委員会等を活用して、地域特性に即した効果的な事故防止対策の実施

ク 交通安全運動等の展開

事故防止に向けた運転手の安全意識の向上のため、警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を引き続き積極的に展開実施

実施運動名（連携団体等）
春の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）
秋の全国交通安全運動（警察署・国土交通省）
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）
6月無事故運動（川崎市交通局独自）
2月無事故運動（川崎市交通局独自）



無事故運動の実施

(3) 運行管理体制の充実・強化

安全・安心な輸送サービスを確実に提供するため、点呼執行体制など、運行管理体制の充実・強化

ア 点呼の厳正実施の徹底

点呼執行の重要性や法制度、執行にあたっての心構え等について、運行管理者、運転手等に研修等の機会を通じ徹底し、引き続き点呼執行の適切かつ厳正な実施

イ 輸送の安全に関する情報伝達の充実

大型液晶モニター電子掲示板(デジタルサイネージ)を活用し、引き続き点呼執行時における輸送の安全に関する情報伝達の充実を図る

(4) 運行ミスの防止

運行ミスの撲滅を目指し、「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行先アナウンス」など運行ミスの発生要因に応じた防止対策を着実に実施するとともに、「街頭指導」、「運行ミス防止運動」などにより、運行ミス防止に向けた運転手の意識向上を図る

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

ア 輸送の安全に関する研修の実施

運転手等を対象とした職員研修を計画的に実施することにより、輸送の安全に係る意識や技術の向上に継続して取り組む

(ア) 運転手研修

a 営業所研修(全運転手)

- ・法令講習会(春・秋)
- ・事故防止研修
- ・非常用具・車椅子等取扱講習
- ・グループワーク研修

b 階層別研修

- ・運転手定期研修(正規職員運転手《5年周期程度》)
- ・新規採用者等研修(正規、公募嘱託)
- ・新任職長研修

c 派遣研修

- ・市民救命士研修(新規採用運転手：正規、公募嘱託)
- ・エコドライブ指導者研修(職長運転手：3人程度)
- ・運転手実技研修(20人程度)

(イ) 運行管理者等研修

a 階層別研修

- ・運行管理者研修(初級、一般、上級)
- ・交通局初任者研修

b 派遣研修

- ・運行管理者基礎講習
- ・運行管理者一般講習
- ・運行管理指導者研修
- ・適性診断活用研修
- ・運輸安全マネジメント講習



非常信号用具等研修



運転手実技研修



新規採用者等研修



新任職長研修

イ 職員のモチベーションの向上

市バスのイメージアップイベント「市バス♥安全・安心フェスタ」の一環で実施する運転技能コンクールでは運転手の使命感やプロ意識の醸成、無事故表彰等による安全意識の向上を図る。また、職員表彰の実施や表彰受賞歴等のバス車内名刺への掲出などにより、職員のモチベーション向上の取組を推進

ウ 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診や産業医及び保健相談員による保健指導、SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受検などを継続して実施

(6) 災害時等への対応

東日本大震災の経験や、市バスネットワークの強みを活かした、災害時における迅速な輸送機能と安全の確保。また、バス緊急輸送対応や鉄道の代替交通として市民の足を確保

ア 災害時における対応体制の確保

大規模地震を想定した災害時対応訓練を実施し、その訓練結果を踏まえた「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを実施

イ バス非常時連絡体制の活用

全車両に配備したデジタル方式の無線機を、災害時の運行確保に必要な情報の収集や運転手への運行指示等に活用

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

国の指針に基づく、「運輸安全マネジメント」を着実に推進し、PDCAサイクルによる輸送安全性の継続的な向上

ア マネジメントレビューの実施

経営トップによるマネジメントレビュー(輸送安全委員会)を計画的に実施し、安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善を継続して実施

イ 情報共有の確保

交通局長及び安全統括管理者と現場代表との意見交換会や、職員提案制度などを引き続き実施し、現場からの意見や情報を積極的に収集するとともに、組織内における円滑なコミュニケーションを構築することによる、輸送の安全に関する情報共有の確保

ウ 内部監査の実施

経営トップ又は安全統括管理者、営業所(1箇所)を対象に内部監査を実施し、安全管理体制のチェックを継続して行い、監査結果に基づく安全管理体制の的確な改善の実施

エ 貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定に向けた取組

平成28年1月に長野県軽井沢町で発生した悲惨な事故を受け、貸切バスの安全性への注目が高まる中、お客様が安心して市バスをご利用できるよう、引き続き、貸切バス事業者安全性評価認定二ツ星取得に向けた取り組みを実施

また、貸切バス事業についても関係法令に基づき、適切に情報を公表
(参考資料3 20～21ページ参照)

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区 分	数 量
移動空間の快適化	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車両の購入 ハイブリッドバリアフリー対応バス 2両 最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス18両 ・バス停留所施設の維持・整備 停留所上屋 8基、照明付停留所標識 20基 停留所二面式 20基 停留所ベンチの整備 73脚 ・停留所運行情報表示器設置 14基 等
運輸安全マネジメントの推進	輸送安全性の向上に向けた予防的対策の実施 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施 ドライブレコーダーの更新 等
総 額	756,660千円

(9) 平成30年度有責事故及び運行ミス削減に向けた新たな取組と拡充

ア 事故防止への取組

- ・交通安全教室で使用する啓発パンフレット及び交通安全に関するDVDの作成
- ・実際に車両を使用して車両感覚等を認識させる体験型事故防止研修の実施
- ・運転手実技研修の実施
- ・他事業者との運転技能コンクールの合同開催の実施
- ・高齢者を対象とする交通安全教室の開催



自転車追越し、追抜かれ体験



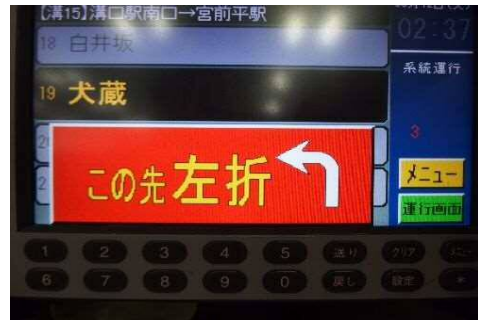
運転技能コンクール (S字コース)

イ 運行ミス防止への取組

- ・ロータリー内へ啓発看板の設置（生田駅）
- ・指定停留所におけるポップアップの改修（拡充）
- ・運行ミスハザードマップの改修（拡充）



運行ミスハザードマップ



指定停留所ポップアップ

3 取組の実施に向けて

平成30年度の目標については、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下とし、重点取組事項では自転車関係事故の防止を設定するとともに、形態別目標の対象として、静止物接触事故、車内人身事故を設定しました。

平成29年度では、有責事故発生件数の半数以上を静止物接触事故と車内人身事故が占めております。これらの事故を削減することが喫緊の課題であると認識しておりますことから、形態別目標として設定したところです。

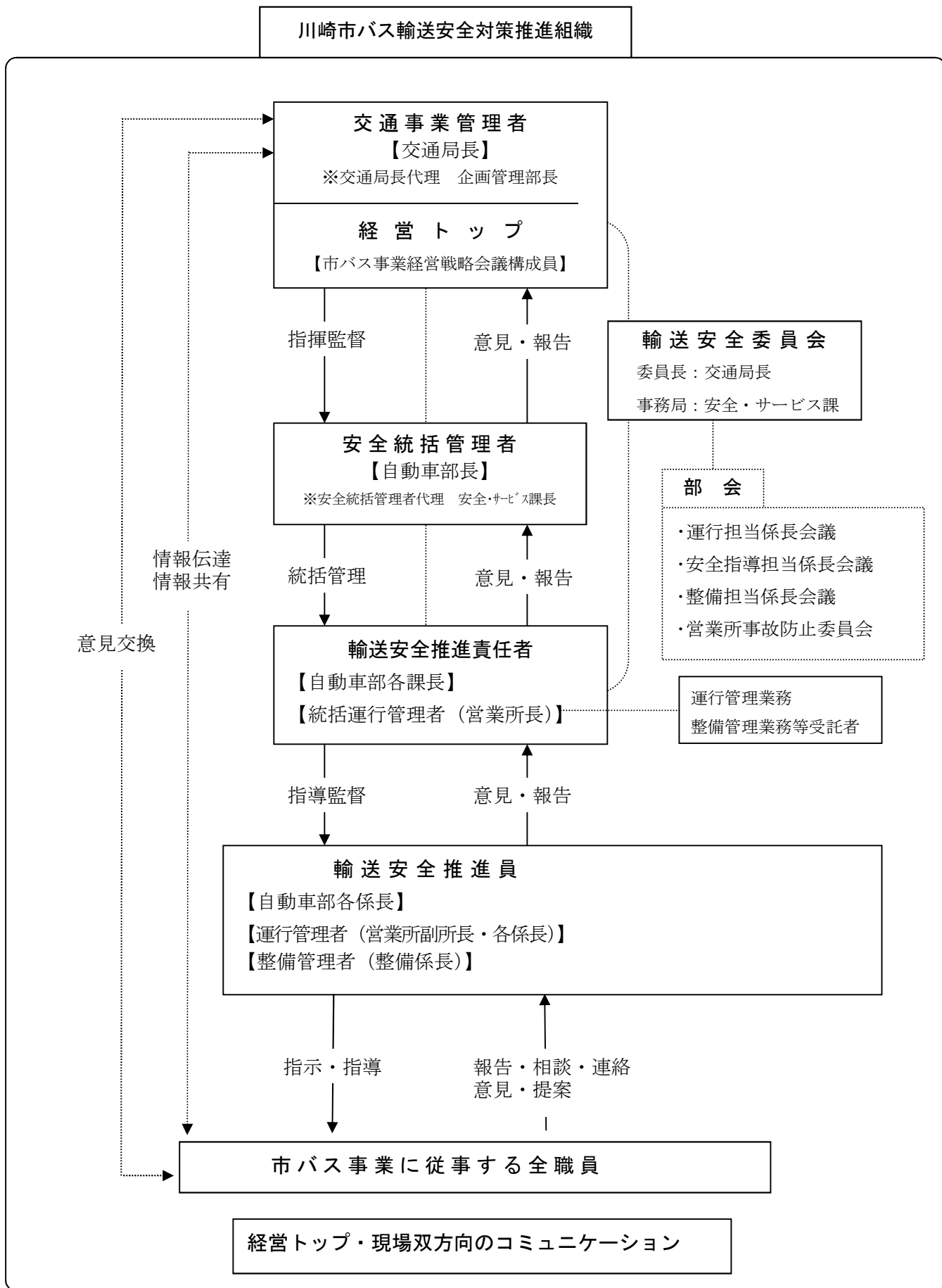
事故の削減に向けては、「さらなる安全確認の徹底」や「十分な車間距離の確保」、「お客様の着座・つかまり確認の徹底」、「発車時の車内アナウンスの徹底」など従来の取組を継続するとともに、新たな取組として民間の大型車教習コースを利用した運転手実技研修を実施し、その中で、急ブレーキによる「車内動揺」を体験することで、着座・つかまり確認の重要性を再認識させること、また、自転車を運転する人が車道でバスに追い抜かされる際に感じる「圧迫感」を体験することで、車間を開けることの重要性を認識させるなど、直接体験によって安全意識の一層の向上を図り、輸送の安全性の確保に努めてまいります。

また、運行ミスについては、その多くが特定の交差点で発生しており、主な発生原因は、運行表の確認不十分や行先アナウンスの未実施が挙げられますことから、今年度も「基本動作の習慣化」や「行先アナウンス」の徹底を図り、街頭指導等を積極的に行うとともに、新たな取組としてバスターミナルへの啓発看板を設置するなど削減の取組を推進してまいります。

市バスでは、自転車の車道走行の徹底により走行環境が厳しさを増してきていることや高齢者の利用増加に対応した一層の安全対策の強化が必要となっており、事故及び運行ミスの撲滅に向けて、不断の努力を重ねることは、バス事業者としての当然の責務であると認識しております。

今後も、全職員が一丸となって川崎市交通局安全方針に掲げている「安全最優先」を徹底し、運輸安全マネジメントを着実に推進するとともに、市民やお客様に喜ばれる質の高いサービスを目指してまいります。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則第2条事故報告連絡系統

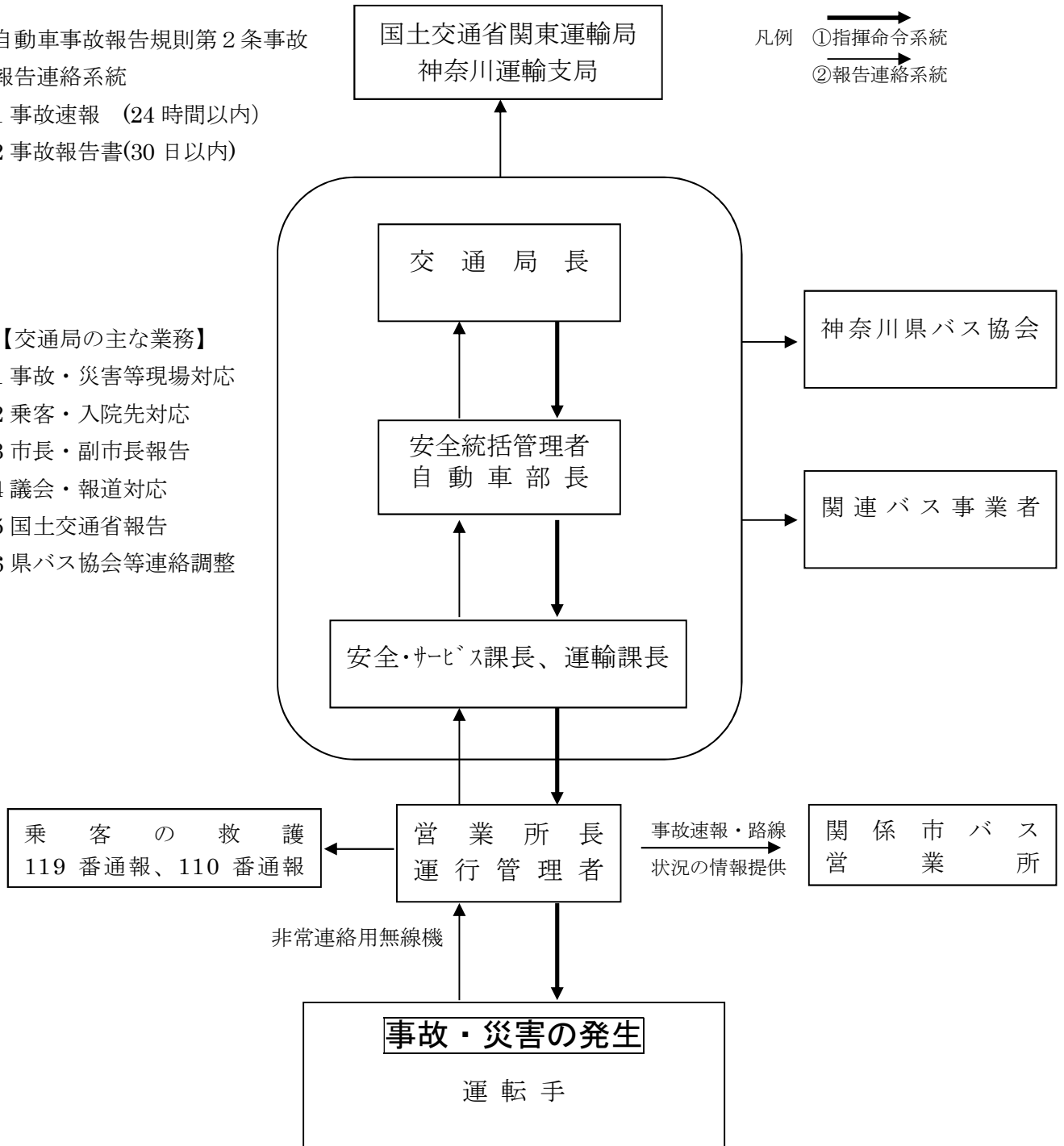
- 1 事故速報 (24時間以内)
- 2 事故報告書(30日以内)

凡例

① 指揮命令系統 (実線)

② 報告連絡系統 (点線)

- 【交通局の主な業務】
- 1 事故・災害等現場対応
 - 2 乗客・入院先対応
 - 3 市長・副市長報告
 - 4 議会・報道対応
 - 5 国土交通省報告
 - 6 県バス協会等連絡調整



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全・サービス課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

『運輸安全マネジメントに関する取組結果について』

一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 邊見 洋之・交通局長（平成30年4月1日現在）

事業許可 平成16年関自旅一第1287号
営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 水谷晋一

連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車車庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷺ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	1箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（平成30年3月31日現在）

	車両数 (両)	年式(年)		ドライブレコーダー搭載 車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載 車両導入台数 (台)	ASV搭載 車両導入台数 (台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	2	平成14年式	平成23年式	2	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
中型	3	平成15年式	平成15年式	3	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0						
平均車齢	大型	1.1年					
	中型	1.5年					
	小型						
任意保険等の加入状況(補償額)			対人保険	無制限		対物保険	500万

○人員体制に関する情報（平成30年3月31日現在）

運転手	正規(人)	嘱託(人)	派遣(人)	その他(人)	合計(人)
	306	65			371
	社会保険等 加入者(人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		371	370	371	65
	現在会社勤続平均年数(年)				19.53
平均給与月額(円)				A	
運行管理者(人)	29				
整備管理者(人)	25				

○事故件数（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

	管轄区域内
死亡事故件数(件)	0
重症事故件数(件)	0
軽症事故件数(件)	0
物損事故件数(件)	0
事故報告書提出件数(件)	0
健康起因事故件数(件)	0
(参考) 総走行キロ(km)	56,608

『運輸安全マネジメントに関する取組結果について』

○郵送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

	年間実施回数
運転手研修	12回
運行管理者研修	3回
整備管理者研修	1回

○輸送の安全にかかわる内部監査

	実施の有無	実施回数	対象者	
内部監査	有	2回	交通事業管理者	営生営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
交通事業管理者	無	—
営生営業所	無	—

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定	一ツ星
地方バス協会による適正化コンサルティング（直近3年間）	○
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	×
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規程の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	一戸洋之・交通局自動車部長
安全統括管理者選任年月日	平成26年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規程の制定及び国への届出	有